

納期限

今月の納期限は3月31日(月)です

- ◇ 国民健康保険税(9期)
 - ◇ 後期高齢者医療保険料(9期)
 - ◇ 介護保険料(3月分)

くらしの相談

- ◆心配ごと相談
時 毎週水曜日
13:00~16:00
場 福祉センター3階

- ◆人権相談

時 毎週月曜日～金曜日
8：30～17：15

場 和歌山地方法務局御坊支局

問 全国共通人権相談ダイヤル
☎ 0570-003-110

※毎週火曜日9時から16時は、
人権擁護委員が常駐しています。

- ◇御坊・日高常設法律相談所

時 毎週木曜日
13:30~16:00

場 財部会館

問 和歌山弁護士会

☎073-422-5005

※事前予約が必要です。

※30分で5,000円程度の相談料が必要です。

- ◇行政相談
時 3月12日（水）
13：00～15：00
場 福祉センター3階
問 防災対策課
☎0738-23-5528
FAX0738-52-7036
行政相談委員

行政相談委員
むおかわ ひでき
大川秀樹 氏
0738-23-3908
てらさき すずこ
寺崎鈴子 氏
0738-22-2152

会社を退職された方へ
国民年金の手続きは

お済みですか？

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。

会社を退職されたときは、
厚生年金（または共済年金）
から国民年金への変更の届出
が必要です。

会社を退職された方に扶養されていいる配偶者も、国民年金への変更の届出が必要です。

詳しく述べは国保年金課までお問い合わせください。

公務員の配偶者に扶養される場合は、配偶者の勤務している会社（または共済組合）への届出が必要です。

定期保険料額

月額16,980円
(令和6年度)

手続きに必要なもの
退職された方の雇用保険被保険者
給資格者証、雇用保険被保険者
者離職票など、失業していること
ことを確認できる公的機関の
証明書の写し及び本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証等)
問 国保年金課

○**免除・納付猶予制度**について
保険料を納めることが困難な場合、全額または一部（一部の3免除、半額免除、4分の1免除）の保険料が免除になる制度があります。

退職（失業）の場合

通常の免除・納付猶予申請は、申請者本人、配偶者及び世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職（失業）時の免除申請は、退職（失業）された方の前年の所得がゼロとして審査されます。

時 3月21日(金)
申 場 10時～11時30分
13時～15時
市役所1階会議室101・102
田辺年金事務所お客様相談室
電話 0739・24・04320
※ 電話予約が必要です。
(相談日の1か月前から予約を受付しています)
田辺年金事務所へ直接相談に行かれる方についても、事前に電話予約してください。
問 国保年金課
電 0739・23・5530
FAX 0739・24・04320

年金記録の確認、年金の請求、年金見込み額の試算など、国民年金・厚生年金についてのご相談・手続きをお受けします。ぜひ、ご利用ください。

年金相談会のお知らせ

国民健康保険に

○**資格情報のお知らせ**
自身の資格情報を簡易に確認できるお知らせです。医療機関等でマイナ保険証の読み取りができない場合、マイナ保険証とともに提示してください。
マイナ保険証を保有している方

**国民健康保険に
ご加入の皆様へ**

国民健康保険証の有効期限満了に伴い、3月下旬頃に「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します。

○資格確認書

対 医療機関に提示することでの、今までどおり保険診療が受けられます。

マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマインバーカード）を保有していない方

市民課
FAX 0738・23・15500
0738・24・32222
マイナンバーカード
健康保険証利用登録について
国保年金課

※ 70歳未満の方…有効期限なし

○ 共通事項

※ 70歳以上の方の有効期限は、令和7年7月31日までとなっていますが、7月中旬頃に有効期限が令和8年7月31日のものを送付します。

※ 70歳になられる方は、誕生日の末日が有効期限となりますので、誕生日月に新しいものを送付します。

※ 75歳になられる方は、誕生日の前日が有効期限となります。

問 取得について
マイナンバーカード